

札幌市文化芸術振興助成金の交付に関する要綱

1 目的

本市の文化芸術（美術、文学、音楽、演劇、舞踊等）の振興に寄与する活動に対し交付する助成金について、必要な事項を定める。

2 助成金の対象者

助成金の対象者は、本市に主たる活動の場を有し、将来においても本市中心にその活動を行う団体又は個人とする。ただし、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと。

3 助成金の対象活動

助成金の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当するものとし、1団体又は1個人につき1活動に限るものとする。ただし、営利を目的とする活動、政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動、慈善活動及び本市の他の補助金又は助成金（札幌市文化芸術活動再開支援金を除く）の交付が決定している活動については助成の対象としないものとする。

(1) 新人育成活動

ア 本市の文化芸術の振興に寄与する新人育成を目的とした研修及び講習

イ 新人を主体とする公演及び発表

(2) 文化交流協定等締結都市又は姉妹友好都市交流活動

ア 本市で文化芸術活動を行っているものがその活動の発展を図るために行う文化交流協定等締結都市又は姉妹友好都市における研修で人的交流を伴うもの

イ 本市の文化芸術の振興に寄与すると認められる文化交流協定等締結都市又は姉妹友好都市との文化交流活動で人的交流を伴うもの

(3) 国際文化交流活動

ア 本市で文化芸術活動を行っているものがその活動の発展を図るために行う国外研修（第3項第2号に該当する活動を除く。）で人的交流を伴うもの

イ 本市の文化芸術の振興に寄与すると認められる国際文化交流活動（第3項第2号に該当する活動を除く。）で人的交流を伴うもの

4 助成金の対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、前項各号に掲げる活動に要する経費とし、別に定めるものとする。

5 助成金の額

助成金の額は、前項の対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額が次の各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額）を限度額として予算の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 第3項第1号に掲げる活動

団体にあつては1団体150万円、個人にあつては1人50万円

(2) 第3項第2号及び第3号に掲げる活動

団体にあっては1団体100万円、個人にあっては1人20万円

6 申請書の提出

助成金の交付を受けようとするものは、原則として市長が定める日までに、別紙様式による申請書を市長に提出するものとする。

7 選考委員会への諮問

助成金の対象者の選考については、札幌市附属機関設置条例第2条第1項に基づく札幌市文化芸術振興助成金選考委員会（以下「委員会」という。）に、諮問することとする。

8 助成金の対象者の決定

助成金の対象者は第6項の規定により申請書を提出したものの中から、委員会の答申を受け、市長が決定する。

9 活動内容等の変更

前項の規定により助成金の対象者と決定されたものは、助成の対象となった活動の目的又は内容を変更することはできない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

10 報 告

助成金の対象者は、市長が指定する日までに、活動実績を記録した報告書を市長に提出しなければならない。

11 交付決定の取消し

市長は、助成金の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 活動の遂行が困難であると認められたとき
- (2) 正当な理由がなく第9項の規定に違反したとき
- (3) その他助成金の交付決定を取り消すことが適当であると認められたとき

12 助成金の返還

市長は、第9項ただし書の規定により活動の目的又は内容の変更を承認したときは、助成金の一部を返還させることができる。また、前項の規定により交付決定の取消しを受けたものは、直ちに助成金の全額を返還しなければならない。

13 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 施行の前になされた申請に係る助成金については、改正前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成16年1月15日から施行する。
- 2 施行の前になされた申請に係る助成金については、改正前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成18年1月11日から施行する。
- 2 施行の前になされた申請に係る助成金については、改正前の要綱を適用する。

附 則

この改正要綱は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成27年2月2日から施行する。
- 2 施行の前になされた申請に係る助成金については、改正前の要綱を適用する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年11月17日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年12月4日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年11月26日から施行する。